

桶川市観光協会推奨品 募集要項

1 募集の趣旨

桶川市観光協会が市内の優良な市産品を推奨することにより、市産品の普及と品質の向上を促進し、あわせて市内産業の振興と観光客への利便を図ることを目的に、自慢の逸品を募集します。

2 推奨品の定義・推奨されるための要件

別添の桶川市観光協会市産品推奨に関する規程第2条及び桶川市推奨品認定基準を参照。

3 書類による申込み

(1) 申込期間

令和6年8月1日（木）から令和6年8月31日（土）まで

(2) 提出書類

新たに申請する場合

- ①桶川市観光協会推奨品申請書（別添 様式第1号）
- ②桶川市観光協会推奨品に関する説明書（別添 様式第2号）

更新申請する場合（該当がある場合のみ同封）

- ①桶川市観光協会推奨品更新申請書（別添 様式第5号）

(3) 申込方法

郵送・ファックス・持参のいずれも可。

※持参の場合…申込み期間中 平日9時～17時。

4 商品見本等の提出

(1) 提出日・提出場所

令和6年9月18～20日、24日～25日 9時～17時 桶川市観光協会
日持ちのしないものは、令和6年9月26日（木）9時～11時に桶川市役所
401会議室までお持ち下さい。

(2) 提出品

①試食（飲）品（審査員試食用のため2、3個で可）

市販している状態でお持ちください。食品表示、栄養成分表示を確認いたします。なお、更新申請する場合は飲食・試飲は行いませんが、商品の御提供をお願いする場合があります。その際は、別途御連絡させていただきます。

②外装見本（包装紙・箱・ラベル等）

※商品提出の際①～②の提出品に不備があった場合は再度提出をお願いする場合があります。

5 その他

- (1) 推奨品選定委員会は、令和6年9月26日（木）に開催します。申請者が出席する必要はありません。
- (2) 審査の結果は、書面にてお知らせいたします。
- (3) 推奨品としての認定期間は2年間です。
- (4) 推奨を受けるためには、桶川市観光協会または桶川市商工会の会員であることが必要です。
- (5) 推奨品を新規登録するための手数料は、1品につき2,000円かかります。更新申請する場合はかかりません。
- (6) 推奨品には桶川市観光協会が発行する推奨品シール（有料）を貼ることができます。
- (7) 推奨品は、桶川市観光協会のパンフレット、ホームページ等に記載する予定です。

《お問合せ》 桶川市観光協会（土・日曜日、祝日を除く）
〒363-0016 桶川市寿1-11-19
TEL 776-8590
FAX 778-3567